

巡回支援をご活用ください

(霧島市巡回支援専門員整備事業のご案内)

★巡回支援とは？

巡回支援とは、地域の一般的な子育て支援施設に、巡回支援専門員(相談員)が直接訪問し、保育や子どもへの対応について助言などを行い、支援することです。



＜巡回支援の目的＞

発達がアンバランスな子どもを療育施設だけで支援をするのではなく、誰もが支え合いながら生き生きと暮らせる『地域共生社会』『インクルーシブな社会』を目指します。

地域の一般子育て施設を巡回支援することで、支援者や保護者にとって相談しやすい環境が提供でき、子どもへの関わりや育児への疑問や不安を解消できます。

普段通っている施設の中で、発達が気になる段階から早期に支援を受けられることで、子どもの健全な成長・発達をサポートします。

★巡回支援で できること！

① 支援者支援、施設へのコンサルテーション

- ・地域の一般的な子育て支援施設へ訪問し、子どもが生活する環境(教室等)を、刺激に混乱することのない、理解しやすい環境にするための工夫や、子どもに合った具体的な関わり方や遊びを提案します。
- ・日常的に子どもを担当する支援者(保育士、教諭、指導員等)に対して、子どもの発達状況や適応行動の様子を客観的に把握しながら、子どもに合った形でお伝えします。
- ・客観的なアセスメント方法(M-CHATやTASPなど)や発達検査・知能検査などの解説をおこなうことができます。
- ・園・事業所等の職員向けに、発達の学習会等おこなうこともできます。



② 保護者支援(面接・相談、学習会など)

- ・地域の一般的な子育て支援施設へ訪問し、子どもの状況を把握したうえで、保護者の不安や困り感を聴き、発達支援の方法などを提案することができます。
- ・**保護者のご希望があった場合に限り**、施設側で設定していただいた面談にご協力いたします。
- ・施設等を利用している保護者向けに、発達の学習会等おこなうこともできます。

③ 機関連携・つなぎ支援

- ・巡回支援の担当者は、地域内の様々な施設等を巡回し相談活動を行います。保健・医療・福祉・教育の各施設の専門性を尊重しつつ、子どもの行動の理解や支援方法を、機関を越えて『橋渡し』することで、ライフステージを通した『切れ目のない支援』を目指します。

(申込み方法等は、裏面をご覧ください)

★巡回支援の対象となる施設は？

■地域の一般的な子育て支援施設が対象となります。

具体的には、

- ・ 保育園、幼稚園、認定こども園、小規模保育事業 等
- ・ 認可外保育施設、企業主導型保育事業所 等
- ・ 地域子育て支援センター、ふれあいひろば、子育てサロン 等
- ・ 放課後児童クラブ 等

です。



※ 療育施設(児発・放デイ)やリハビリ等を利用されているお子さんは原則対象にしておりません。
利用されている施設・事業所や病院等へ相談されるなど、十分連携を図ってください。

★どのような人が巡回支援に来るの？

巡回支援は、厚生労働省の発達障害者支援施策のひとつです。巡回支援をおこなう専門員とは、「発達障害者支援に関するアセスメントや支援方法についての知識と技術を有する」者とされています。

令和8年度の巡回支援は、以下の人材が派遣されます。

< 田邊 貴仁 (たなべ たかひろ) > (公認心理師・特別支援教育士・福祉心理士、等)
(社福)鹿児島福祉会 児童発達支援3事業所 所長

★巡回支援の申し込み方法は？

<巡回支援専門員整備事業の担当は霧島市障害福祉課(障害者自立支援グループ)になります。>

- ① 巡回支援の可能な日程につきましては、霧島市のホームページ ([ホーム](#) > [子育て・健康・福祉](#) > [障害者の支援](#)) に記載されていますので、そちらを参考に希望日を決めてください。
- ② 希望日が決まりましたら、障害福祉課の担当者にて電話にて申込み・日程調整をおこなってください。
※ この時点での電話による日程調整は**仮予約**となります。
- ③ 電話での申込み後、当日の巡回支援の流れ(計画)等を記入した『巡回支援専門員 派遣申請書』を、担当者宛にメールにて早めにお送りください。(正式な受付となるには申請書の提出が必要です。) なお、申請書は提出された順に受付となるため、他の施設から先に申請書が提出された場合は、仮予約された日程での対応ができないことがあります。
※ 提出方法はメールでのみです。誤送信の心配があるため、FAX の使用はお控えください。
※ 申請書の提出後、市担当者からの“申込み受理の連絡”をもって**予約の確定**となります。
- ④ 巡回支援日の **2 日前までには必ず**、対象のお子さんについて必要事項を記入した『巡回支援専門員 情報提供書』(観察用、面談用の片方もしくは両方)を ③と同様の方法にてお送りください。

※キャンセルが生じた場合は、速やかに障害福祉課担当者までご連絡ください。

※保護者の同意がある事が望ましいです。

諸事情により同意が取れない場合は、巡回支援があることの周知(張り紙等)を園内にお願います。
また、個人情報の取扱い、実施後の記録や情報等の取扱いについては十分ご留意下さい。

<お申し込み先>

霧島市障害福祉課 障害者自立支援グループ 巡回支援専門員担当者 (内線:2124)

TEL (0995) 45-5111 (代表) メール s-fukushi@city-kirishima.jp